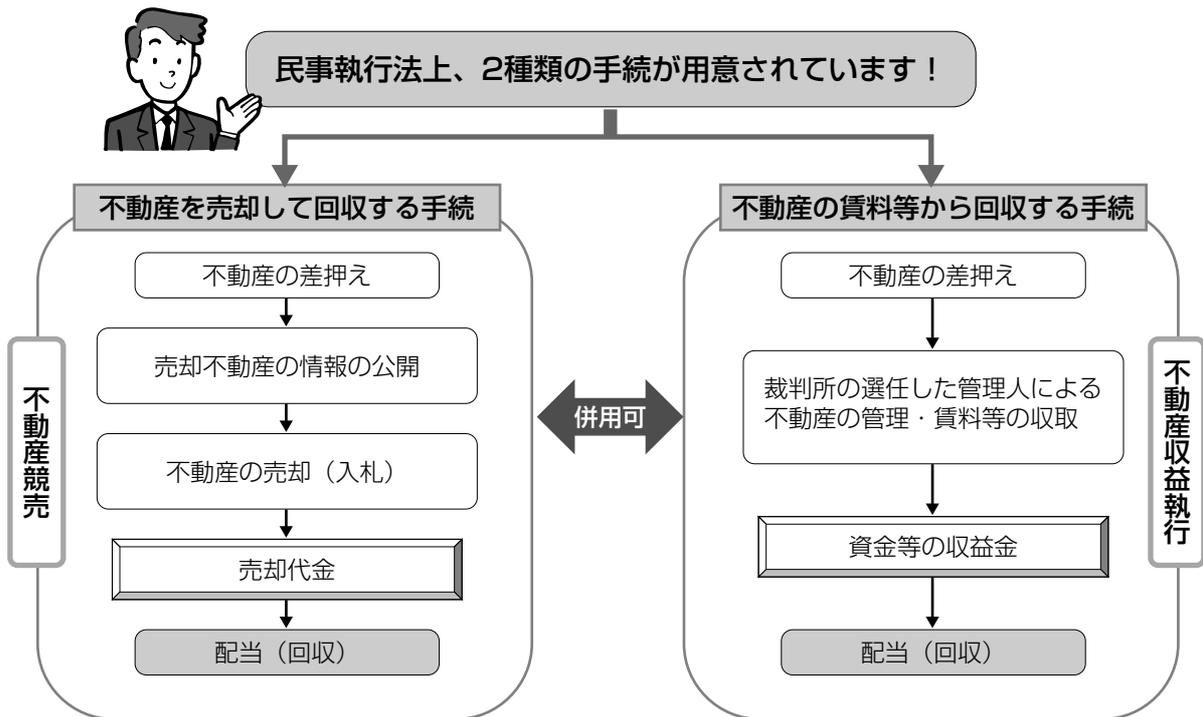


不動産から債権を回収するための裁判手続きについて

～担保不動産からの債権回収を中心として～



不動産競売を利用すると…

売却不動産の情報を、分かりやすく、広く一般に提供

情報が掲載されている物件明細書、現況調査報告書及び評価書「三点セット」の書式や記載が工夫され、分かりやすい内容となっています。

インターネットの不動産競売物件情報サイト（BIT）（<http://bit.sikkou.jp/>）に情報が提供されています。

ダウンロード実績
約430万件（平成19年）



処理の期間

約8割の事件が1年以内に終了（平成19年）

売却率

全国平均で約8割（平成19年）

公正な手続

保全処分等により、執行妨害や入札妨害等を適切に排除することができます。

不動産収益執行との併用

賃料等の収益が見込める不動産（マンション、テナントビル等）については、不動産収益執行を併用することにより、不動産の売却が実施されるまでの間、不動産の価値を保全しつつ、賃料等から債権回収を図ることができる場合もあります。